

2021年11月15日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス

代表取締役社長 CEO 小林 祐 樹

問合せ先：経営戦略本部 06-6809-1615

証券コード：7354

<https://dmix.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として社会の変化・顧客ニーズに迅速に対応し、一層社会に必要とされる企業体を目指しております。社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることを経営上の最重要課題と捉え、全てのステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。また、経営の健全性、効率性及び透明性を確保するための様々な取り組みを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

《コーポレート・ガバナンスに関する基本方針》

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による監督機能の実効性を確保する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

2022年4月4日以降適用となるプライム市場向けの内容を含めて記載しております。

【補充原則1-2-④ 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家や海外投資家の株式保有比率等を踏まえ、当該投資家の議決権行使を促進させるため、2022年3月開催の定時株主総会からの実施に向けて、議決権電子行使プラットフォームの参加並びに招集通知の英訳の検討を進めております。

【補充原則4-1-③ 最高経営責任者等の後継者計画の適切な監督】

当社は現時点では最高経営責任者等の後継者の計画は策定しておりませんが、取締役会において、当

社にとってふさわしい後継者計画と経営陣幹部の監督について議題項目としており、後継者候補の育成についても議論しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

- (1) 当社は、人格、識見、要職の歴任、法律の専門家、他社での経営手腕、実務経験、実績、経済界における人脈などを総合的に勘案して、独立社外取締役を選任しております。ダイバーシティに関しては、女性取締役や外国人取締役は在任していませんが、9名の取締役のうち、2名が独立社外取締役であり、これら独立社外取締役からの意見やアドバイスなどにより、取締役会の透明性・信頼性を向上させ、かつ活性化させながら、経営監視機能の強化を図っております。
- (2) 監査役会は3名から構成されており、うち2名は独立社外監査役であります。また、監査役のうち1名は財務及び会計に関する知見を有するなど、それぞれ各分野において卓越した識見、専門知識や豊富な経験に基づき、多様な観点から監査・監督を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有していません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

- (1) 当社は、取締役や取締役の近親者が実質的に支配する主要株主等との利益相反取引などについて、事前に取締役会において決議を得るとともに、事後に当該取引に関する報告を行っております。また、主要株主等と特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないこととしております。
- (2) 当該関連当事者間の取引に関し、適正性や妥当性などについて、会計監査人が厳格な監査を行っております。
- (3) 前各項の適切な手続きを通じて、関連当事者間の取引により当社や株主共同利益を害することのないよう経営システムを構築しております。

【補充原則2-4-① 多様性の確保】

- (1) 当社は、性別、年齢、中途採用者等の多様な人材を採用、登用することは、雇用機会の均等や属性間格差を解消するほか、幅広い観点から様々な企画、立案が可能になるものと認識しております。また、異なる視点に立った多面的な経営戦略により事業環境の変化に対応した新機軸を創出するなど、業績向上のトリガーにもなるほか、競争優位性の確保にもつながるものと考えております。
- (2) 中長期的な人員計画に基づき、多様な従業員を活用するため、性別、年齢、国籍等に関係なく、採用、評価を行うことにより優秀な人材を確保するとともに、人材バリューチェーンを構築することにより、経営環境の変化に対応した事業戦略を図ることが可能となります。
- (3) 当社の事業領域は、国内に限定されているため外国人の採用は僅少であり、女性管理職比率は14%

に留まっております。今後は、SDGs、ESGや社会環境の変化などに鑑み、女性活躍推進により2024年12月までに女性管理職比率20%を目標に漸次増加に努めてまいります。

- (4) 当社は、これまで中途採用者を数多く採用しているため、当該従業員が管理職の大半を占めております。
- (5) 当社にとって、従業員はまさに「人財」であり重要な経営資源と認識しており、持続的な成長を進めるためには優秀な人材の育成、確保が不可欠であります。このため、定期的に階層別研修や職能別研修等の教育を行うなど、人的価値創造に向けて職場環境の整備を図るとともに、成果主義の導入や多様な勤務体系の実施など、働きやすい環境を構築するため労働条件の改善に取り組んでおります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金積立金の制度がないため、該当事項はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社の経営理念等はウェブサイトに記載しております。
- (2) 取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上と、株主との価値共有に資する体系であることを方針としております。
- (3) 取締役会は、指名・報酬委員会に報酬等の内容の原案を諮問し、委員会は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個別の実績と能力を踏まえて、取締役会に答申し、当社取締役の個別の報酬を定めております。
- (4) 取締役候補者及び監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。取締役候補者の選任手続きは、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。
- (5) 監査役候補者の選任手続きは、監査役会の構成を考慮し、代表取締役社長 CEO が監査役会の同意を得た上で行ってまいります。
- (6) 経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、不正な職務執行又は法令若しくはその他の当社内規に違反する重大な行為があった場合には、取締役会において十分に審議の上、辞任勧告、代表取締役・業務執行取締役としての解職、株主総会への解任議案の付議などを行います。個々の取締役・監査役候補者の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1-② 英語での情報の開示・提供】

外国人株主比率を踏まえ、英語版のウェブサイトの開設や決算短信、決算説明資料など、英語による情報開示を行っております。

【補充原則3-1-③ サステナビリティに関する開示】

- (1) 当社は、サステナビリティへの取組みは、ESG や SDGs への対応と認識し、重要な経営課題と考えており、中長期的には持続的な成長と企業価値の向上につながるため、社会、環境問題やレピュテーション等を勘案のうえ、ダイバーシティの推進、コンプライアンスの遵守や顧客満足度を高めております。
- (2) サステナビリティ経営を推進するため、2021年11月に代表取締役社長 CEO を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、基本方針の策定や重要課題、目標設定など、具体的な取り組みについて検討を進めております。
本委員会は、代表取締役社長 CEO 小林祐樹が委員長を務め、担当取締役土井元良及び女性幹部社員1名の3名から構成されており、提出日時点において今年11月にキックオフミーティングとなる第1回委員会を開催し、全員が出席しております。
これらの施策は、三方よし（売り手によし、買い手によし、世間によし）にも通じるものがあり、近時は新型コロナワクチン接種予約の業務受託など、社会インフラとしての一翼も担っております。
- (3) 人的資本への投資として、毎年、定期健康診断の実施や安全衛生管理委員会を開催するなど、従業員の健康維持、増進を図るほか、当社事業の要諦をなすコミュニケーション能力等を高めるため、定期的に職能別研修や新人研修等の教育研修を行っております。また、ワーク・ライフ・バランスを勘案した多様な勤務体系や成果主義などにより士気の高揚や実力が十分発揮できるよう、労働環境の整備を進めております。
- (4) インタングIBLE戦略としては、当社の事業内容に応じた価値創造を目指して、ブランド構築の強化やロゴマークの保護、活用を図るため、主に商標登録に注力することにより、企業イメージの向上や信頼性の確保に努めております。
- (5) 一方、BCP（事業継続計画）対策として台風、豪雨、津波、地震等の気候変動など、不測の事態が発生した場合に備えるとともに、自然災害等による被害、損失や信頼失墜を最小限に食い止めるため、グループ全体の横断的なリスク管理体制が機能するよう取り組んでおります。
- (6) 気候変動による影響につきましては、建物被害、システム障害及び通信環境の悪化等によるコンタクトセンターの停止や事業所の閉鎖、営業の休止などが想定されます。
- (7) 他方、当社は自然災害やパンデミック等の不測の事態が発生した場合に備え、コンタクトセンターにおけるAIを活用したDXの推進や拠点の分散化を進めております。このため、当該事態が起きたときは、販売やコミュニケーションチャネルの拡大につながることを予想され、ひいてはコンタクトセンターの受電の増加など、業務受託の増大により業績への貢献が想定されます。
- (8) TCFD の枠組みに基づく開示については、当社の事業特性等により現時点では開示に至っておりませんが、今後は「サステナビリティ委員会」を中心に開示に向けて作業を進めてまいります。
- (9) 当該リスクや収益機会が顕在化した場合の業績に与える影響につきましては、被害金額、逸失利益又は偶発的な果実を合理的に予見することが困難であります。

【補充原則4-1-① 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに、迅速かつ機動的、効率的な経営展開を図るため、組織改革など一部の重要な業務執行事項の決定を代表取締役社長 CEO に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定にあたりましては、株主総会招集通知に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を踏まえ取締役会が決定しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及び本報告書にて開示しております。

【補充原則4-10-① 独立した指名・報酬委員会】

- (1) 当社は、独立社外取締役2名並びに独立社外監査役2名が在任しており、複眼的な観点から監査・監督の強化に努めております。当該取締役からの助言や提言などにより取締役会の透明性・信頼性を向上させ、かつ活性化させながら、経営監視機能の強化を図っております。
- (2) コーポレート・ガバナンスがより一層機能するよう、取締役候補者の指名や報酬については、公正性、透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として独立した任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役候補者の指名については、同委員会の答申を踏まえ取締役会が選定しており、また、取締役の報酬に関しても同委員会の答申を踏まえ取締役会が決定しております。
- (3) 指名・報酬委員会は、三嶋政美（独立社外取締役）、谷口哲一（独立社外取締役）及び小林祐樹（代表取締役社長 CEO）の3名で構成されており、独立社外取締役が過半数を占めております。また、委員の互選により三嶋政美（独立社外取締役）が委員長を務めております。
- (4) 提出日時点において、指名・報酬委員会を3回開催し、全員がすべての委員会に出席しております。
- (5) 監査役の個人別の報酬については、監査役の協議により定めております。指名・報酬委員会の主な職務は、以下のとおりです。

[指名の職務]

- ・ 取締役候補者の選定方針
- ・ 取締役候補者の選定基準
- ・ 現任取締役候補者再任の適否
- ・ 新任取締役候補者の適格性
- ・ 役付取締役候補者の選定他

[報酬の職務]

- ・ 取締役の報酬等の方針
- 固定報酬、業績連動報酬（業績指標に対する目標達成状況）、非金銭報酬（株式報酬）の適切な

設定

- ・取締役の報酬基準
評価基準、ESG 指標（女性取締役及び女性管理職比率の向上等）、算定基準
- ・取締役の個人別報酬額の決定他

【補充原則 4-11-① 取締役会の多様性】

- (1) 取締役候補者の指名については、任意の指名・報酬委員会に諮問するとともに、同委員会の答申を踏まえ取締役会が選定しております。
- (2) 指名・報酬委員会は、当社の経営戦略や中長期計画、重点課題等を考慮し、能力、経験や専門知識等を勘案し取締役会全体の最適化を図るため、適正評価により業務執行取締役及び社外取締役を選任しております。
- (3) 各人の役割・責任を果たすことにより、取締役会全体の最適化を図っております。
- (4) 各役員のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	経	業	事	営	財	法	リ	人
小林 祐 樹	代表取締役	○	○	○	○			○	○
植原 大 祐	取締役	○	○	○	○			○	○
高嶋 厚 志	取締役	○	○	○	○			○	
田中 良 晃	取締役 人事戦略本部長		○		○			○	○
土井 元 良	取締役 経営戦略本部長		○	○		○	○		○
池田 篤 穂	取締役		○	○		○	○		
水谷 謙 作	社外取締役	○	○	○				○	
三嶋 政 美	社外取締役	○		○		○	○		
谷口 哲 一	社外取締役		○	○			○		○
三宅 稔 男	常勤監査役	○		○				○	○
前田 健 次郎	社外監査役	○	○		○			○	
清原 大	社外監査役			○		○	○		○

経営経験
 業界知識
 事業戦略
 営業・マーケティング
 財務・会計
 法務・リスクマネジメント
 リーダーシップ
 人事労務・人材育成

【補充原則 4-11-② 役員の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書の役員の状況の欄に記載しております。

【補充原則4-14-② 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないこととし、取締役及び監査役を対象とした研修会を、必要に応じ、外部講師を招くなどして適宜開催しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1) 当社は、株主との信頼関係を築くために対話を重視しており、取締役 CFO などが積極的に対話（面談）を行っております。
- (2) 対話（面談）を通じて、経営方針や財務戦略などを語ることにより、当社について理解促進を図るとともに、当社のファンが増えることは、安定株主の獲得にもつながり、望ましい株主構成を形成することになります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
インテグラル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員インテグラル・パートナーズ株式会社	8,898,200	44.38
イノベーションアルファエルピー	1,412,500	7.05
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,248,700	6.23
インテグラル株式会社	576,000	2.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	558,900	2.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	551,100	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	537,700	2.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT	419,300	2.09
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS -MARGIN (CASHPB)	410,400	2.05
ビービーエイチ マッシュューズ ジャパン ファンド	334,900	1.67

支配株主（親会社を除く）名	
---------------	--

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	2000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長 CEO
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水谷謙作	他の会社の出身者							○				

三嶋政美	公認会計士／税理士																		
谷口哲一	弁護士																		

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷謙作		—	豊富な経営経験や知見により経営分析や経済動向等に精通しており、経営改善や事業改革等の提言、助言を行っております。今後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
三嶋政美	○	—	公認会計士・税理士として専門知識と豊富な経験に加え、企業会計にも精通しているため財務改革や管理会計等の提言や助言を行っております。今

			<p>後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>
谷口哲一	○	—	<p>長年警察行政に携わった経験に加え、弁護士として幅広い専門知識や見識、知見を有するとともに、中立かつ客観的な視点から提言や助言を行っております。今後もリスク管理や適法性確保の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することが</p>

			できるものと判断しております。
--	--	--	-----------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、指名及び報酬関係の双方に関して審議し、取締役会に答申することとしています。

当該委員会の構成委員の選定については取締役会が選定する取締役とし、委員3名以上で構成し、その過半数は社外取締役でなければならないものと定めております。

当社は、一般株主との利益相反のおそれのない独立役員を過半数として三嶋政美、谷口哲一の2名を選任し、かつ代表取締役社長 CEO である小林祐樹を含めた3名体制としております。

また、委員会の趣旨を鑑み、当該委員長に「独立社外取締役」の三嶋政美を任命しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、常勤監査役が会計監査人から年間の監査計画概要書の説明を受け、四半期決算時

と決算時には監査役全員が監査役会において、その監査の状況について報告を受け連携を図っております。内部監査については、常勤監査役が内部監査室と協働し、必要に応じて、代表取締役社長CEO、被監査部門担当取締役、執行役員に対して行われる監査報告会に出席し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三宅稔男	他の会社の出身者													
前田健次郎	他の会社の出身者													
清原大	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三宅稔男	○	—	他の上場会社の役員としてこれまで培った経営に関する豊富な経験や幅広

			い見識をもとに、社外の独立した立場から監査及び当社経営に関するチェック並びに助言をお願いするものであります。なお、同氏は、独立役員の属性に関して東京証券取引所の定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有した独立社外監査役であるため、当社独立役員に指定するものであります。
前田健次郎	○	—	これまで培った各会社の役員としての経営に関する豊富な経験や幅広い見識をもとに、社外の独立した立場からの視点で監査及び当社経営に関するチェック並びに助言をお願いするものであります。なお、同氏は、独立役員の属性に関して東京証券取引所の定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有した独立社外監査役であるため、当社独立役員に指定するものであります。
清原大		—	同氏は、長年大手監査法人で多くの企業監査に携わった後、会計事務所を開設し、代表として財務、会計に関する豊富な知識と経

			<p>験を有しております。そのような知識と経験を活かし、当社グループを監査することによりコーポレート・ガバナンスに寄与することを期待し、社外監査役に選任しております。</p>
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	取締役（社外取締役を除く。）、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	------------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	譲渡制限付株式の導入
---------------------------	------------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式を導入しております。

譲渡制限付株式の付与対象者	取締役（社外取締役を除く。）
---------------	----------------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬額の限度額を定めており、また各取締役の報酬額は、任意の諮問機関である指名・報酬委員会で審議した結果を踏まえて、取締役会が決定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定にあたっては、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、その答申内容を踏まえ取締役会が決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

(ア) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、金銭報酬である基本報酬及び中長期インセンティブの非金銭報酬により構成されております。

(イ) 基本報酬は、固定報酬及び短期インセンティブの業績連動報酬から構成されております。固定報酬は、役位、役割、業績等を総合的に勘案のうえ決定しており、月額報酬として毎月定額を支給しております。

(ウ) 業績連動報酬は、重要な経営指標である事業年度の期首に計画した連結業績に関する「売上収益」、「営業利益」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」等の目標達成状況に応じて決定しております。

(エ) 固定報酬と業績連動報酬の合計額に占める割合は、役位、役割、在任年数等によって、固定報酬は30%～50%、業績連動報酬は50%～70%の範囲で決定しております。

当該実績については、2022年3月開催の第5期定時株主総会招集通知の「財産及び損益の状況の推移」において開示の予定であります。

(オ) 社外取締役につきましては、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

(カ) 非金銭報酬は、ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬となっております。

- ・ストックオプションは、一定期間内に一定の価格で一定数の株式交付を受けることができる権利であり、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図るため、役位、役割、業務執行状況等を総合的に勘案のうえ、新株予約権 1,150 個（新株予約権 1 個につき 300 株）を付与しております。
- ・譲渡制限付株式報酬については、当社より支給された金銭報酬債権を現物出資として払込み、譲渡制限付株式を割り当てます。

対象となる取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 200 百万円以内、譲渡制限付株式の総数は、年 70,000 株を上限とします。譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の業績への貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。譲渡制限期間は、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、解除します。対象取締役へは、毎年、一定の時期に譲渡制限付株式を割り当てます。

(キ) 基本報酬と非金銭報酬の合計額に占める割合は、役位、役割、在任年数等によって、基本報酬は 0%~60%、非金銭報酬は 40%~100%の範囲で決定しております。

(ク) 固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の比率は、1:1:1 を目安としております。

② 監査役の報酬等の決定方針

監査役の報酬等は、独立性の確保から固定報酬のみとし、常勤及び非常勤等を勘案のうえ、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役の金銭報酬の額は、2021 年 3 月 25 日開催の第 4 期定時株主総会において年額 250 百万円以内（うち、社外取締役は 20 百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9 名（うち、社外取締役は 3 名）です。

イ. また、上記金銭報酬枠とは別枠で、非金銭報酬について以下のとおり決議をいただいております。

(ア) スtockオプション

2018 年 3 月 23 日開催の臨時株主総会において年額 60 百万円以内とするストックオプション付与の決議をいただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は 3 名ですが、付与の対象となる取締役（社外取締役を除く。）は 3 名です。なお、本件は株式公開日（2020 年 10 月 5 日）以前に決議をいただいております。

(イ) 譲渡制限付株式

2021 年 3 月 25 日開催の第 4 期定時株主総会において年額 200 百万円以内、交付株式数の上限を年 7 万株とする譲渡制限付株式の割当てのための決議をいただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9 名（うち、社外取締役は 3 名）ですが、付与の対象となる取締役（社外取締役を除く。）は 5 名です。

ウ. 監査役の報酬額は、2021 年 3 月 25 日開催の第 4 期定時株主総会において年額 20 百万円以内と決

議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬		非金銭報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	147 (7)	42 (7)	49 (-)	57 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	-	-	3 (3)

(注) 1. 非金銭報酬の金額は、当事業年度の費用計上額であります。

2. 提出日現在の取締役は、9名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役2名（うち社外取締役1名）を除いているためであります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会は、法務部長が窓口となり、適宜社外取締役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあっております。監査役会は、常勤監査役及び内部監査室が窓口となり、適宜社外監査役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

<業務執行の体制について>

・取締役会は原則毎月1回開催し、重要な業務執行の意思決定を行っております。また、監査役会を原則毎月1回開催し、経営のチェック機能を果たしております。

<監査・監督>

・社外監査役3名による監査役会を基本としております。また、内部監査室を設置して、コンプライアンスの強化と会社情報等への信頼性を確保する体制としております。会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

<監査役機能強化に向けた取組>

・社内の経営陣から独立した社外監査役3名は、原則毎月1回開催される監査役会及び取締役会、その他の重要な会議に参加するとともに、代表取締役社長 CEO との定期的な意見交換も行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い健全な経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公平かつ適法な事業運営を実現して 企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の

分離、相互牽制の強化及び社外取締役、社外監査役等のチェックが行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役（会）、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から監査を行う体制をとっております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	—
集中日を回避した株主総会の設定	—
電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	—
招集通知（要約）の英文での提供	—
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的	アナリスト、機関投資家に対する決算説明会等を適宜開催しております。	あり

説明会を実施		
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの説明会を適宜開催しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、プレスリリース資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を尊重します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会及び環境問題等を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組みます。 ・女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成します。 ・当社及び当社グループ役員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備すると同時に、外部の法律事務所が対応する通報窓口を設置し、これらを適切に運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「良き企業市民」を目指して、2015年3月に国連で採択されましたSDGsの達成に向け『DmMiX SDGs 宣言』を表明し、地域社会と共に持続的に成長し、事業活動を通じて達成に向けた取り組みを行っております。当社子会社であるカスタマーレーションテレマーケティングがスポンサーとなっているオリックスパッファローズの選手と小中学校等への「出前授業」などの社会貢献活動を行っております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。</p>
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は、次のとおりです。

1. 基本姿勢

株式会社ダイレクトマーケティングミックス（以下、当社という）及び当社の関係会社（以下、グループ会社という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。

2. 当社及びグループ会社の取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「行動規範」を定め、それを全ての役員及び従業員に周知徹底する。
- (2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組み全般についての企画立案、実務を統括する。
- (3) 内部通報制度を構築し、コンプライアンス違反行為の相談や通報をするための内部通報窓口を設置する。
- (4) 定期的に取り締役、従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。
- (5) 「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長 CEO 直轄組織の内部監査室が定期的に内部監査を実施し、会社の業務状況を把握し、全ての業務が、法令、定款及び社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査し、コンプライアンスの維持向上に努める。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、文書区分等を「文書管理規程」に定め、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理する。

4. 当社及びグループ会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社に適用する「リスク管理規程」に基づき、当社取締役会の管掌機関であるリスク・コンプライアンス委員会において、経営上の重要なリスクについて把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長 CEO がリスク・コンプライアンス委員会の委員長として対応を講じる危機管理体制を整える。

5. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会としての役割と責任権限を明確にするため「取締役会規程」を定め、当該規程に基づき取締役会を運営する。
- (2) 取締役会を原則として毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (3) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保するとともに、各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。

6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、子会社管理の担当部門と権限、担当役員を定める。
 - (2) 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理の基本方針を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要事項について事前に承認・報告を受ける。
 - (3) 業務執行状況・財務状況等を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (4) 当社の内部監査室による子会社の監査を実施する。
 - (5) 危機発生時における親会社への連絡体制を整備する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が必要とした場合は、監査役職務を補助する補助スタッフを配置し、必要な員数を確保する。
 - (2) 監査役補助スタッフの人事評価、懲戒処分等に対して監査役の同意を得る。
 - (3) 当該補助スタッフは、監査役職務の補助業務に関し、監査役の指揮命令下において優先して従事する。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のみならず必要に応じて重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。
 - (2) 監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、厳密な連携をとりながら監査の実効性を確保する。
 - (3) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した等、監査役に報告すべき事由があると認める場合には、速やかに監査役に報告する。
 - (4) 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対して、不利益な取り扱いをすることを禁じる。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、「監査役会規程」「監査役監査規程」に従い、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役職務執行について監査する。
 - (2) 監査役は、取締役と適宜意見交換を実施するほか、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換を行う。
 - (3) 独立性のある社外監査役を複数名選任し、専門的見地から監査を行う。
11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - (1) 上記各体制に加え、重要な会議として取締役会（19回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規定に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また監査役会（16回開催）

は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査等を行っております。

- (2) 代表取締役社長 CEO を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会をおおむね四半期に 1 回開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性を取締役会に報告するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。
- (3) 役職員に対するコンプライアンスの理解を深めるため、e ラーニングやコンプライアンス定期チェックシートを用いた実効性を確認することにより、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保など、法令遵守の周知徹底を図っております。
- (4) 当社グループ会社については、当社経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、当社の兼任役員や派遣従業員などから情報を収集するなど、子会社の業務状況について継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。
- (5) 監査役は、内部監査室等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックをしております。
- (6) 働き方改革推進の一環として長時間労働の削減を図るため、労働時間の管理、監督の厳格化や労務管理研修、メンター研修などの各種研修を実施しているほか、役職員の意識改革や有給休暇の促進策など、従業員の健康維持、増進に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

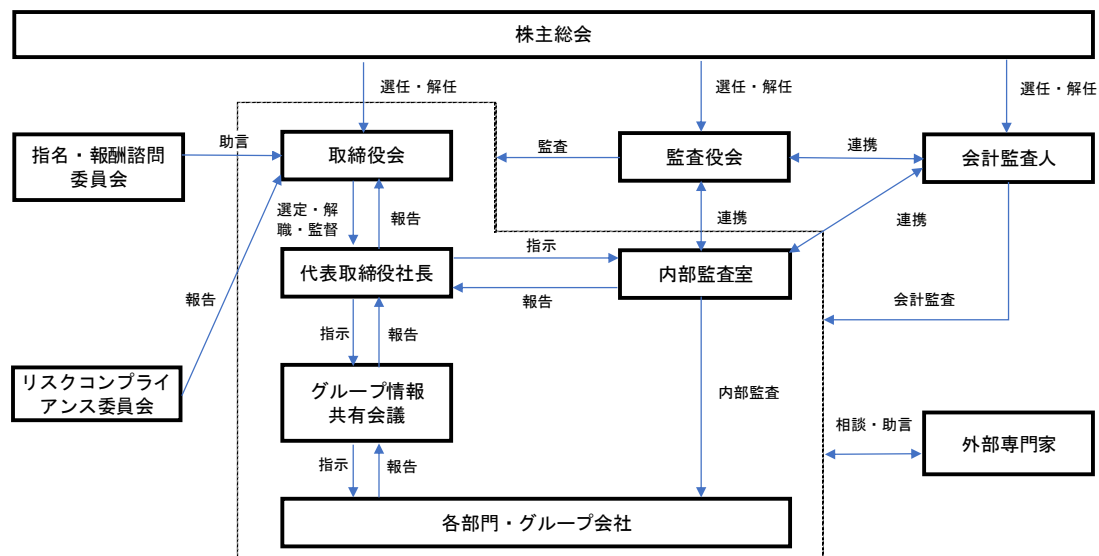
—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

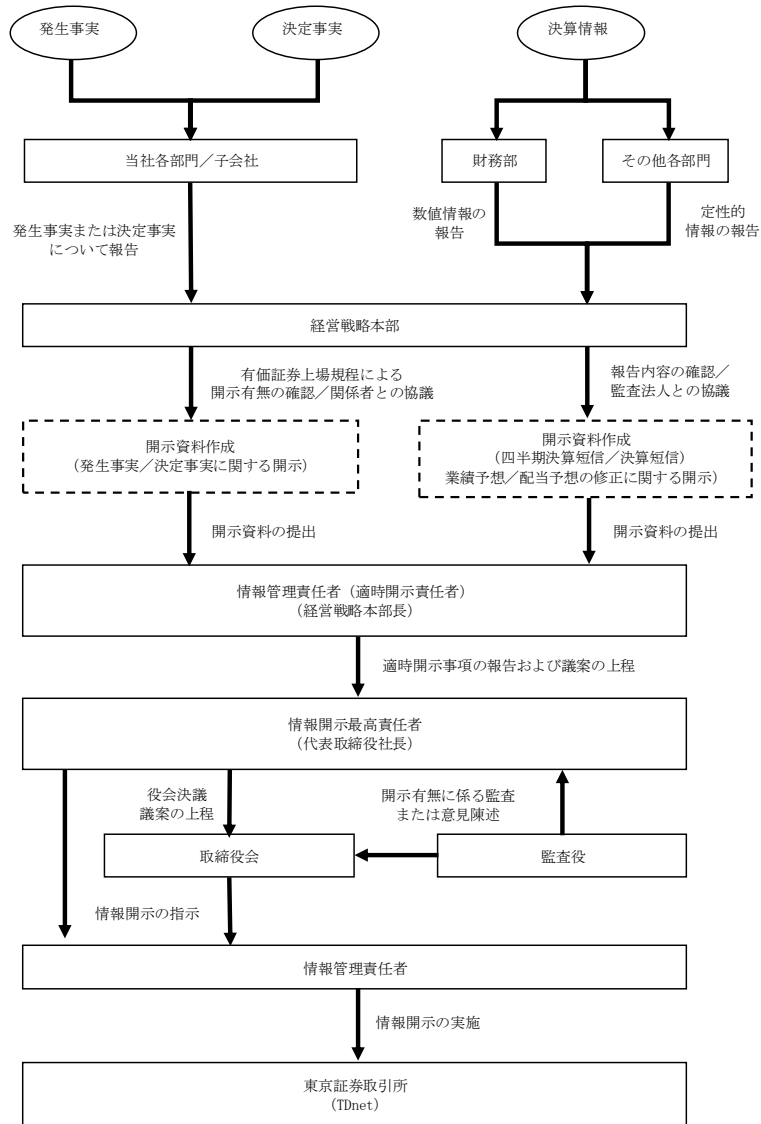
当社は、「透明性」、「公平性」、「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を行います。また、適時開示規則等に該当しない情報についても、株主・投資家・証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努

めております。当社及びグループ会社にて発生した重要情報は、経営戦略本部に集約され、当該情報の開示の検討・時期・方法等につき速やかに適時開示の責任者である取締役の承認を得て、当該情報を開示しております。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上